

工事受注者の皆さまへ

都市開発部が施行する建築工事等のうち、「猛暑に伴う労務費の増加費用の

積算方法の対象工事」の記載がない工事への対応について

工事受注者の皆さまにおかれましては、日頃から公共施設新築・改修事業につきましてご協力いただきありがとうございます。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事において、猛暑下における作業効率の低下等を考慮し、労務費の増加費用を計上することとしました。

下記の対象工事に該当する場合は、猛暑に伴う労務費の増加費用についての協議を発注者に請求することができますのでお知らせします。

記

第1．対象工事

令和8年7月31日以前に起工し、7月～9月に現場稼働をする都市開発部施行の工事

第2．具体的な内容

1 江戸川区工事請負契約標準約款第16条第1項の規定により、猛暑に伴う労務費の増加費用について契約金額の変更の協議を区に対して請求することができる。

2 工事期間中のうち、令和8年以降に想定される猛暑による労務費の増加費用算定日数、もしくは令和8年以降に発生した WBGT 値 31 以上となった時間の実績値から、猛暑に伴う労務費の増加費用を算定する。

計算法は「都市開発部および教育委員会事務局学校建設技術課が施行する工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法」に準じる。なお、変更にあたっては、当初契約の落札率を計上する。

増加費用算定日数とは、定時の現場作業時間（8時～17時まで、「江戸川区の休日に関する条例」第1条第1項に規定する休日及び夏季休暇（8/13～8/15）を除く。）とし、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が 31 以上となった時間について、過去5年間の WBGT 値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの

第3．協議成立の期限

- 1 工期末日より14日前までに協議を整えること。
- 2 契約金額の変更額について、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、請負者に通知する。

以上